

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

制定 平成 22 年 6 月 16 日

香川県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、反社会的勢力等に対して、以下のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

- 1 当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（組織的な対応）

- 2 当会は、反社会的勢力等に対しては組織的な対応を行い、不当要求に対しては、対応する役職員の安全確保に努めます。

（外部専門機関との連携）

- 3 当会は、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引を含めた一切の関係遮断）

- 4 当会は、反社会的勢力等による取引関係を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

（有事における民事と刑事の法的対応）

- 5 当会は、反社会的勢力等による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で対応します。

（裏取引や資金提供の禁止）

- 6 当会は、いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力等との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

（取引時確認）

- 7 当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

- 8 当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、主務省に届出を行います。

付 則

1. この基本方針は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。
2. この改正は、平成 26 年 1 月 28 日から施行する。